

# 平成30年 第7回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第7回総会
- 2・日時 平成30年7月2日（月） 午後15時～15時37分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

## 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 2件
  - 議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について 1件
  - 議案第6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）について 1件
- その他
  - 転作確認について
  - 農地利用状況調査（農地パトロール）について

## 5・出席者

### 農業委員

| 議席番号  | 出欠 | 委員名    | 議席番号   | 出欠 | 委員名   |
|-------|----|--------|--------|----|-------|
| 1     | ○  | 川尻 宗代  | 6      | ○  | 山口 則久 |
| 2     | ○  | 古川 法秋  | 7      | ○  | 廣 和隆  |
| 3     | ○  | 山口 輝雄  | 8      | ○  | 堀 哲男  |
| 4     | ○  | 田代 美由紀 | 9（副会長） | ○  | 岩永 嘉之 |
| 5（会長） | ○  | 藤 俊信   |        |    |       |

### 最適化推進委員

|       |        |        |       |
|-------|--------|--------|-------|
| 百武 孝  | 福田 美登志 | 佐藤 春孝  | 藤井 和義 |
| 福島 晴人 | 力武 善次  | 久保田 保幸 | 田代 修一 |

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成30年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は幸いいい天気にも恵まれましたが非常に今年は雨が多く、田回りや除草剤をいつかけようかと非常に迷ったところです。私毎ですが、24日に田植えをしたものの雨が続いていたのでようやく除草剤をかけることが出来たところです。また、先般の農業委員会総会には総区長会と重なり出席できず申し訳ありませんでした。

5月30日から31日にかけて東京にて全国農業委員会会長大会に出席してきました。その折に農業者年金の加入推進に力をいれられた唐津市が表彰をされたところです。私達も少し見習って推進を行う必要があると思ったところです。また、佐賀県選出国會議員に対し今回も農業委員会からの陳情を行ってまいりました。「中山間地域の事をどう考えているのか」と言いますが、なかなか感触は鈍く思われていましたが、ようやく少しずつ新聞等でも報じられるようになりつつあるようですが、手遅れというにも思われます。

今月中旬には、転作確認・農地パトロール等が実施されますので皆さんのご協力のほどをよろしくお願いします。

それでは、本日も慎重に審議をお願いします。

### ○事務局

只今の出席委員は9名中9名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長（会長）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、8番（堀哲男）、1番（川尻宗代）委員をお願いします。

日程第2 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について議題とします。

また、関連がありますので、申請2番および議案第4号要請2番の利用権設定も合わせて審議したいと思います。事務局より、説明をお願いします。

### ○事務局

議案書の16ページをお開き下さい。議案第4号要請2番利用権設定についてご説明いたします。

～議案書を朗読～

続きまして、1ページをお開き下さい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番についてご説明いたします。

～議案書を朗読～

続きまして、2ページをお開き下さい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請2番についてご説明いたします。

譲受人は、これを期に農業を本格的に開始されます。面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われるので、農地法第3条の2項の許可要件およびは農業経営基盤強化促進法規定の要件は満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

現在、〇〇〇を経営されていますが説明にありましたとおり、これを期に農業をされるということです。購入要件となります5反要件を満たす必要があり今回の申請となられています。

立部の農地は、以前倉庫を建設される予定地の横になります。下内野の農地は、〇〇〇俵で〇〇〇の東側となります。問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

地元委員の山口委員、補足説明ありませんか。

## ○3番委員

〇〇〇の農地は、29年産まで私が利用権設定をさせていただいて作付けをしていました。ただ、地主さんが数年前に他界され新たな地権者さんと利用権設定を結ばなかった事から、地区内で購入者を探され今回の申請となっています。前作をしていた者としては一安心したところです。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。採決は別々に行います。

議案第4号要請2番について農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号要請2番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は許可されました。

つづきまして許可申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第4条 許可申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

## ○事務局

～議案書を朗読～

年輪的に畑として管理するのが困難になり申請されます。農振地に入っていましたので除外されての申請となっています。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3番委員

〇〇の農地となります。後継者はいらっしゃるようですが、お父さんがミカン栽培をされていましたが他界後は手が行き届かなくなられたようです。ただ、北側と南側にある防風林が大きくなりすぎていて道等にかかっていたのが気になりました。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

ここは、場所としてはいいところですね。

## ○6番委員

植林予定がクヌギなんでそう大きくはならないかと思いますが、隣接農地への影響はないですね。

## ○8番委員

隣接の同意は要りますか。

## ○事務局

法定添付書類ではありません。絶対取らなければならないという事はありませんが、有田町は隣接地の方々へ取るようにしています。

## ○2番委員

私もこの申請地に隣接していますので、同意を得にこられました。農地に影響がないよう間隔をもって植林をしてくださいとお願いしたところです。

## ○7番委員

植林を行なう際に、端からどのくらいから定植していいとありますか。

## ○事務局

それはないかと。常識の範囲といたしますか。

うちの農業委員会は、トラブル防止もあり隣接者の方々の同意をお願いしています。

今回のように、同意をもらいにこられて話ができるかと思えます。

## ○議長（会長）

他に質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 申請1番は、許可相当とします。

また 3,000㎡を超える案件なので農業会議の意見を聞いたうえで県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の許可申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします

## ○事務局

～議案書を朗読～

申請地は、〇〇さんから〇〇さんが相続されています。元々は、〇〇さんが借りられていた土地です。

申請地は分筆後の申請となっています。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3番委員

原明の農地となります。地区共有の墓地に隣接し、周囲に耕作農地はなく問題はないように思われます。

## ○議長（会長）

説明が終わりました。

地元推進委員の百武委員、補足説明はありませんか。

## ○百武委員（最適化推進委員）

この件につきましては、土地の所有者であった故人と交友関係があり昨年の8月頃から相談を受けていました。

管理も難しくなったという事と、申請人の兄妹が分筆後の西側に建築予定でもあり問題ないかと思われます。

## ○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番について、議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～申請1番 議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

地元委員の堀委員補足説明はありませんか。

## ○8番委員

以前から、〇〇からお姉さん夫婦が来られ耕作と管理をされています。麦や大豆等を作付けされ維持管理がきちんと出来ています。

## ○議長（会長）

説明がおわりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問はありませんか。（なしの声）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号要請1番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号要請1番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして、議案第5号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてと関連しますので、議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）についてあわせて検討します。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

平成28年度から様式が変更され、昨年度と調査項目や表示順が一部変わっており、HP等による農業者からの意見徴収は不要となっております。

それでは、議案第5号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）について内容をご説明します。

～説明～

以上のように、昨年度の活動と今年度の目標をまとめております。委員の皆様からのご意見等あれば、よろしく申し上げます。

検討していただいた後には、町のホームページに掲載します。

## ○議長（会長）

内容説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問はありませんか。（なしの声あり）

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第5号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び、議案第6号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により決定いたします。

議案第5号及び議案6号の(案)を消してください。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。(なしの声)

これにて、平成30年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、8月1日(水)の予定です。

(閉会)

総会 15時57分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 3番

署名 4番

書記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。